**福岡県退職公務員連盟規約（一部改訂）（案）**

**第１章　総則**

第１条　　本連盟は福岡県退職公務員連盟と称する。

第２条　　本連盟は正会員と準会員・賛助会員で組織する。

　　　　　　正会員は本県内に居住する退職公務員及び扶助料受給者、準会員は、将来年金が受給される公務員で賛助会員は本連盟の趣旨に賛同し協力するものとする。

第３条　　本連盟の事務所を事務局長宅に置く。

第４条　　本連盟は退職公務員の生活保障を確立し、あわせて社会福祉の増進を目的とする。

第５条　　本連盟は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

　　　　１　　退職公務員の恩給・年金並びに扶助料の既得権を確保し、これらの適正な改善を実現するための関係当局に陳情、請願を行う。

　　　　２　会員の拡大に努め、連盟の結束を強化し、自らの生活の安定をはかる。

　　　　３　日本退職公務員連盟に属し、全国的活動に参加する。

　　　　４　九州地区連絡協議会に参加し、緊密な連携を保つ。

　　　　５　その他必要な事業を行う。

**第2章　組織**

第6条　本連盟は支部を置き、班を設ける。

第7条　本連盟は県内２８支部を下記の４ロックに分け、ブロック長を互選し各ブロックに 所属する支部相互の緊密な連携をはかり、連盟の強化発展に努める。

福岡ブロック　　東区・博多区・中央区・南区・城南区・早良区・西区・宗像・

糟屋・筑紫南・筑紫北・糸島

筑後ブロック　　朝倉・久留米・大牟田・柳川みやま・八女・三潴大川・浮羽・

小郡三井

北九州ブロック　小倉門司・八幡・戸畑・若松・遠賀中間・京都行橋・豊前築上

筑豊ブロック　　直方・嘉穂山田・飯塚・鞍手・田川市・田川郡

第８条　本連盟に女性部を置く。女性部の規約は別に定める。

**第３章　役員**

　第９条　本連盟に下記の役員と評議員を置く。

　　　　　　会長１名　副会長若干名　理事若干名　監事２名　評議員若干名

第10条　本連盟の本部役員と評議員会は下記の方法により選出する。

　　　　 １　会長は選考委員会で選考し評議員会で承認する。副会長　理事　監事

は会長が委嘱する。

　　　　 ２　選考委員会は別に定める。

　　　　　３　評議員会は支部長をもって充てるとともに会長が推薦した者とする。

第11条　役員の職務権限は下記の通りとする。

　　　　　１　会長は本連盟を代表し会務を統括する。

　　　　　２　副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは代行する。

　　　　　３　理事は会長の指示により会務を分掌し遂行する。

　　　　　　　事務局長は、退公連の組織全体を把握しコーディネイトする。

　　　　　　　経理部長は、退公連の会計を担当する。

　　　　　　　組織部長は、組織拡大のための調査及び取り組みを提起する。

女性部長は、女性部の活性化と組織拡大に努める。

福祉部長は、会員の白寿・米寿・喜寿のお祝いや地域貢献活動に関する事業を担当する。

　　　　　　　その他会長が認める会務を担当する。

　　　　４　評議員は第14条により重要事項を審議し承認する。

　　　　　５　監事は会計を監査する。

第12条　　役員の任期は２ヵ年とする。再任は妨げない。

第13条　　本連盟に顧問を置くことができる。顧問は連盟の運営その他に関する相

談に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

**第4章　会議**

第14条　　本連盟は下記の会議を開催する。

　　　 　１　大　会　　　　各ブロック事に、開催する。順番は、筑豊➝北九州➝

福岡➝筑後の順を原則とする。

　　 　　２　役員会　　　　緊急事項について協議の必要がある場合。

　　 　　３　理事会 　　（１）会務の処理

　　　　　　　　　　　　（２）評議員会に提出する議案についての検討

　 　 　４　評議員会　　（１）規約の承認

　　　　　　　　　　　　（２）役員の承認

（３）年度事業計画、予算の審議・承認

　　　　　　　　　　　　（４）事業、歳入歳出決算の審議・承認

　　　　　　　　　　　　（５）その他重要事項に関する審議・承認

　　 　５ ブロック長会 会長が必要と認めたときブロック長会を開催する。

　　 　６　専門委員会 会長が認めたとき評議員会に諮って設置する。

第１５条　　本連盟は日本退職公務員連盟に対し権利を有し義務を負う。

**第５章　会計**

第16条　　本連盟の経費は支部分担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

　第17条　　本連盟の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

付則

　１　本規約は昭和２６年１０月より実施する。

　２　昭和５０年１１月２１日改定　　３　昭和６３年６月１５日改定

　４　平成３年６月１８日一部改定　　５　平成８年３月１９日一部改定

　６　平成１６年６月１１日改定　　　７　令和3年6月9日一部改訂

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（７条と11条の３と14条）